

日本水上スキー・ウエイクボード連盟

代表選手選考規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本水上スキー・ウエイクボード連盟（以下「本連盟」という。）が実施する国際大会等への代表選手と指導者等の派遣に関する手続及び基準を定め、代表選手・派遣スタッフ選考の透明性及び公平性を確保するとともに、紛争発生時の迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

第2条（定義・適用範囲）

- 1 本規程において「国際大会等」とは、IWWF その他国際競技連盟又は主催者が定める国際競技会、並びに本連盟がこれに準ずると認める競技会をいう。
- 2 本規程において「代表選手」とは、国際大会等に選手として派遣される者をいう。
- 3 本規程において「派遣スタッフ」とは、監督、コーチ、トレーナー、チームスタッフその他国際大会等への派遣に必要な役割を担う者をいう。
- 4 本規程は、代表選手及び派遣スタッフの選考に適用する。
- 5 本規程に定めのない用語は、定款、役職員倫理規程、コンプライアンス規程、通報相談処理規程その他関係規程の定義による。
- 6 本規程において「選考担当者」とは、第4条に基づき理事会が指定する者をいう。

第3条（派遣対象者）

派遣対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 本連盟が主管する強化・選考活動を経て選考された選手
- 2 理事会が承認した監督、コーチ、トレーナー、スタッフ、役員等

3 その他、国際大会等への派遣に必要と理事会が認めた者

第4条（選考体制）

1 代表選手及び派遣スタッフの選考に関する最終決定は、理事会が行う。

2 理事会は、選考実務（募集・周知、資料収集、案の作成、記録作成等）を行う者として、案件ごと又は年度ごとに選考担当者を指定する。

3 選考担当者は、選考の公正性・透明性を確保するため、役職員倫理規程、利益相反規程その他関係規程に従い、利害関係者の関与排除、記録の作成・保存等を行う。

4 理事会は、選考基準の策定又は改定に当たり、必要に応じてアスリート委員会の意見を聴取し、説明可能性の確保に努める。

第5条（選考基準及び手続）

1 代表選手の選考は、原則として、次の各号を基礎として行う。

(1) 本連盟があらかじめ指定する選考対象大会における成績・順位

(2) IWWF等が定める国際大会の出場資格・参加基準への適合性（年齢、国籍、登録要件等）

(3) ドーピング防止規程その他競技の公正・安全に関する規程遵守状況

(4) 競技力・戦術上の適合性（団体種目の場合の構成上の合理性を含む）

2 前項の適用に当たり、選考基準は、できる限り明確かつ具体的に定める。

3 派遣スタッフの選考は、担当職務、必要資格、経験、コンプライアンス上の適格性等を踏まえ、合理的かつ公平に行う。

4 例外的に、前各項によらない選考を行う必要がある場合（負傷・辞退・国際枠の変動等）は、その必要性及び合理性を説明できる事情を整理し、理事会の議事録に明記する。

第6条（選考手続・周知）

- 1 選考担当者は、選考の対象となる大会、選考基準及び手続を、原則として選考開始前に本連盟ウェブサイトにて周知する。
- 2 選考担当者は、審査の過程及び判断理由が事後に検証可能となるよう、議事録その他の記録を作成し、関係規程に従い保存する。
- 3 選考に関与する者は、利害関係がある場合、当該案件の審議・決定に関与してはならない。

第7条（選考結果の通知・理由開示）

- 1 本連盟は、代表選手及び派遣スタッフの選考結果を、本人に通知する。
- 2 選考から漏れた選手又は指導者等から求めがあった場合、本連盟は、支障のない範囲で、選考理由の概要を説明するよう努める。

第8条（自動応諾条項）

- 1 本連盟が行った代表選手の選考その他本規程に基づく決定に関する紛争は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）が提供するスポーツ仲裁又はスポーツ調停手続にすることにあらかじめ同意する。
- 2 前項の申立てに関する手続は、同機構の規則に従う。

第9条（周知及び教育）

- 1 本規程は本連盟ウェブサイトを通じて公開し、周知する。
- 2 代表選考及び紛争解決制度に関して、選手・指導者等を対象に説明会や研修を行い、規程の理解を促進する。

第10条（見直し）

本規程は、社会情勢、ガバナンスコード改正等に応じて、必要に応じコンプライア

ンス委員会及びアスリート委員会の意見を踏まえ、理事会の決議により見直しを行う。

附則

制定：2004年3月18日

改訂：2025年10月1日